

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「及び材料」を「、材料及び事業資産」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

財務課、水道企画課及び地域機関に企業出納員を置く。

第四条第二項を次のように改める。

2 企業出納員は、次の表の上欄に掲げる職にある者をもつて充て、その者に同表の中欄に掲げる事務を委任するものとし、企業出納員が不在である場合に於ては、同表の下欄に掲げる職にある者が当該企業出納員の事務を代決することができる。

上 欄	中 欄	下 欄
財務課長 水道企画課長 地域機関の総務を担当する部長又は担当部長（総務を担当する部長及び担当部長が置かれていない地域機関にあつては副所長）	金銭の出納 小切手の振出 小切手振出の通知 隔地払の請求及び送金の通知 口座振替の請求及び通知 支払に係る預金の組替え たな卸資産の出納及び保管 支出命令に係る支出負担行為の債務の確認	財務課の出納を担当する主幹 水道企画課の副課長 当該企業出納員の上

第四条第三項を次のように改める。

3 前項の定めにかかわらず、水道整備事務所においては、所長があらかじめ指定

する副所長をもつて企業出納員に充てることができるものとし、当該企業出納員が不在である場合にあつては、水道整備事務所の総務を担当する担当部長が当該企業出納員の事務を代決することができる。

第四条第四項を次のように改める。

- 4 第二項及び前項の規定による企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、管理者が指定する者をもつてこれに充てるものとする。

第四条の二を削る。

第十一条中「第四条第三項に規定する」を「水道企画課の」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

- 2 隔地払に必要な資金として出納取扱金融機関に交付した資金のうち、資金交付の日から一年を経過しまだ支払を終わらない金額に相当するものがあるときは、直ちに収入の手續をしなければならない。

第三十七条の二を削る。

第六十四条の二第一項中「たな卸資産」の後に「(事業資産を除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第八十三条第一号中「耐用年数一年以上、かつ、取得価額が五万円以上十万円未満の物品及び」を削る。

第八十三条の五第三項中「(図書を除く。次項において同じ)」を削る。

第九十三条第六号中「符号」を「符合」に改める。

第四百四十七条の二中「引当金」の下に、「(賞与引当金及び退職給付引当金を除く。)」を加える。

第五百十一条中「を必要」を「に充てるため、予備費を使用しよう」に改める。

別表第七中

行為区分	決裁及び合議区分				合議区分
	管理者	局長	部長	課長及び所長	

を

行為区分	決裁及び合議区分				合議区分
	管理者	局長	部長	課長及び所長	

に改め、

7 整備事業の会計は、会長に係るかじ水道で、部長以上が決定するものばならぬ。総務課長又は財務課長に合議を必要とする場合は、会長に合議しなすべし。水道部長以上が決定するものばならぬ。

や

備考
1 地域の整備事業の会計は、会長に合議しなすべし。水道部長以上が決定するものばならぬ。総務課長又は財務課長に合議を必要とするものばならぬ。
2 業務に必要とする場合は、会長に合議しなすべし。水道部長以上が決定するものばならぬ。

に改め、

別添録七の二中

投資及び出資金	運用の管が運針の管にても、者の方針をたてて理を用いた				○		△	300万円以上		
	他の場合		500万円以上	300万円以上500万円未満	300万円未満		△	300万円以上	300万円以上	

や

投資及び出資金	運用の管が運針の管にても、者の方針をたてて理を用いた				○		△	300万円以上	300万円以上	
	他の場合		500万円以上	300万円以上500万円未満	300万円未満		△	300万円以上	300万円以上	

に改め、

「

繰出金			○		△	500万円 以上	500万円 以上	
-----	--	--	---	--	---	-------------	-------------	--

」

を

「

繰出金			○		△		500万円 以上	
-----	--	--	---	--	---	--	-------------	--

」

に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。